

佐賀県告示第十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可申請及び同法第十五条の二の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があったので、同法第九条第二項において準用する同法第八条第四項及び同法第十五条の二の六第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十四年一月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

一 変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社大島産業

神埼郡吉野ヶ里町吉田二二三番地口第一

代表取締役 大島 千尚

二 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所

神埼市脊振町腹巻二一三一番一から二一三一番三まで、二一三一番六、二

一三一番七、二一三二番、二一三二番二、二一三三番一、二一三三番三、二

一三三番七から二一三三番九まで、二二三四、二二四五番一、二二四五番二、

二二四八番一、二二四九番一及び二二五四番一

三 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類

(一) 一般廃棄物処理施設の種類

最終処分場

(二) 産業廃棄物処理施設の種類

管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号八に掲げる最終処分場をいう。）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及び産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(一) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

焼却灰（ばいじんを含む。）及び不燃物（かわら及びレンガ）

(二) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉋さい、がれき類、ばいじん、第十三号廃棄物及び廃石綿等並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず以上十五種類（石綿含有産業廃棄物を含み、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずにあつては、自動車等破砕物を含む。）

五 申請年月日

平成二十三年五月二十四日

六 縦覧の場所並びに期間及び時間

(一) 縦覧の場所

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課環境監視指導室（佐賀市城内一丁目一番五九号）及び神崎市役所保健環境課（神崎市神埼町田道ヶ里二四〇四番地）

(二) 縦覧の期間及び時間

平成二十四年一月二十四日から平成二十四年二月二十三日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

## 七 意見書の提出

- (一) 提出期限  
平成二十四年三月八日
- (二) 提出方法  
持参又は郵送（提出期限日の消印有効）
- (三) 提出場所  
佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課環境監視指導室（郵便番号八四〇八五七〇 佐賀市城内一丁目一番五九号）又は神崎市役所保健環境課（郵便番号八四二〇〇〇二 神崎市神崎町田道ケ里二四〇四番地）
- (四) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）
  - ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - イ 意見書を提出する対象施設の名称
  - ウ 対象施設の変更に係る具体的な利害関係
  - エ 生活環境の保全上の見地からの意見